

# 長岡地域合併協議会だより 第5号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局



5月28日に、長岡市のパストラル長岡において、第5回長岡地域合併協議会(以下「協議会」といふ)を開催しました。まず、報告事項として、第3回新市建設計画策定小委員会の内容の報告を行いました。協議事項では、議会の議員の定数について提案しました。6市町村議会においても方針が一致したこともあり、協議の結果、「定数特例」を適用することに決定しました。現在の6市町村議会の議員数117人を合併後40人にします。任期については、次回以降に協議します。

## 第5回合併協議会開催 議会の議員の定数を提案 「定数特例」に決定!

各種事務事業	分類	調整方針
37 生きがい対応型デイサービス	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
38 在宅介護支援センター事業	"	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、在宅介護支援センターの委託化については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。
39 緊急通報システム	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
40 配食サービス事業	"	"
41 養護老人ホーム(措置)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
42 老人保護措置事業(やむを得ない事由による措置)	"	"
43 老人カウンセラーによる相談	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は介護相談員派遣事業等高齢者に関する相談業務全体のなかで対応する。
44 老人住宅資金の貸付	合併時に廃止	廃止する。ただし、既貸付者については現行どおりとする。なお、廃止後は長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度のなかで扱うものとする。
45 在宅高齢者等外出支援事業	継続協議	継続協議
46 入院見舞金	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。
47 軽度生活援助事業	"	"
48 訪問理美容サービス	"	"
49 精神障害者ホームヘルプサービス事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
50 精神障害者デイサービス事業	"	"
51 難病患者の在宅生活支援	"	"
52 精神障害者交通費の助成	"	長岡市の制度を統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、通院に係る交通費については、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。
53 精神障害者地域交流事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
54 精神障害者短期入所事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
55 精神障害者介護見舞金	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は精神障害者施策の充実を努めるものとする。
56 難病患者の利用者負担金助成	"	廃止する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとし、その後2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の在宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。
57 難病患者の通院費助成	"	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとし、平成17年度に上限額を設定し、それに続く2か年度で段階的に廃止する。なお、廃止後は国の在宅生活支援事業に基づき、難病患者の日常生活の支援をはじめ自立と社会参加の促進に努めるものとする。

**環境分科会**  
ごみの分別収集  
調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとする。

任意合併協議会の結果と同様の調整方針です。各市町村では、ごみ処理基本計画に基づくごみの分別収集を行っています。分別種類や回収回数などが異なっているため、分別収集方法が最も充実している長岡市の制度に統一します。

長岡市の制度に統一することにより、ごみの分別が全体として向上し、これまで以上にごみの減量化やリサイクル推進につながります。

**水道・ガス分科会**  
水道料金  
調整方針 新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。

任意合併協議会の結果と同様の調整方針です。越路町のみが市町村単独経営でガス事業を行っているため、

任意合併協議会の結果と同様に3年から5年を目途に統一することとしましたが、各市町村で料金体系が異なることから、新たに基準を創設することとしました。ただし、中之島町及び三島町は給水区域が異なる料金が統一できないため、別途検討する必要があります。

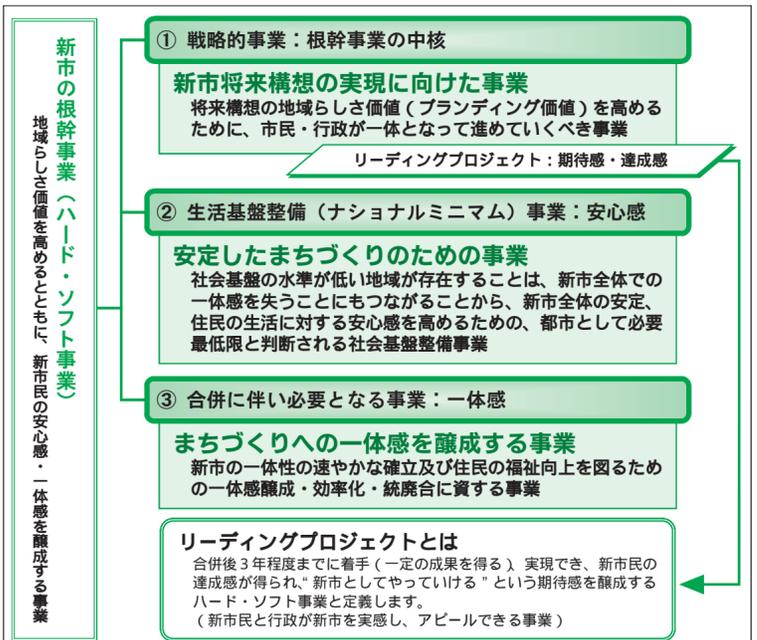
調整方針 現行どおりとする。

**報告事項**  
報告第16号  
第3回新市建設計画策定小委員会

5月25日に、長岡市役所で第3回新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」といふ)を開催し、第2回小委員会に引き続き、計画書(素案)の序章から第3章までの内容を審議しました。小委員会委員からは「地域経営では市民と行政の役割の考え方を明確にした方がよい」などの重要な意見も出ました。審議の結果としては、任意合併協議会で決まった「新市将来構想」の4つの「地域らしさ価値」や「重点実

**第5回長岡地域合併協議会の内容**  
報告事項  
報告第16号：第3回新市建設計画策定小委員会  
協議事項  
議案第32号：平成15年度長岡地域合併協議会決算  
議案第33号：議会の議員の定数及び任期の取扱い  
議案第34号：各種事務事業の取扱い(その4)

### 建設計画の事業区分の設定



建設計画の事業区分の設定(右図参照)  
建設計画に搭載する事業を、戦略的事業、生活基盤整備事業、合併に伴い必要となる事業の3つに区分しました。  
今回さらに、戦略的事業の中から合併後3年程度までに着手でき、皆さんの新市に対する期待感・達成感を醸成できるものをリーディングプロジェクトとしました。

現行どおりとなり、中之島町及び三島町は供給区域が異なります。中之島町及び三島町は供給区域が異なります。中之島町及び三島町は供給区域が異なります。

**下水道分科会**  
下水道使用料(農業集落排水事業を含む)  
調整方針 新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。

任意合併協議会では、適当な期間を経過した後「統一する」となりましたが、3年から5年を目途に新たに基準を創設することとしました。

**協議会を傍聴しませんか**  
**第6回 長岡地域合併協議会**  
とき 6月16日(水) 午後6時30分から  
ところ ホテルニューオータニ長岡(長岡市台町2丁目)  
受付 午後6時から

傍聴席は会場の都合上50席程度です。原則として、どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。なお、事前予約は不要ですので、当日会場に直接お越しになってください。

**長岡地域合併協議会事務局**  
長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内  
電話 39-2260・39-2227(直通)  
FAX 39-2254  
ホームページアドレス <http://www.nagaoka-gappei.jp>  
Eメールアドレス [office@nagaoka-gappei.jp](mailto:office@nagaoka-gappei.jp)

**環境分科会**

各種事務事業	分類	調整方針
1 ごみステーション設置補助事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
2 生ごみ処理機器設置補助事業	"	"
3 資源回収奨励事業	"	"
4 ごみの分別収集	"	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとする。
5 家庭ごみ処理手数料	"	"
6 事業ごみ処理手数料	"	新たな料金に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとする。
7 し尿汲取り手数料	"	"

**水道・ガス分科会**

各種事務事業	分類	調整方針
1 水道料金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。
2 水道の加入金	"	"
3 水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、公営ガス対象地区(越路町)は現行どおりとする。
4 ガス料金	現行どおり	現行どおりとする。
5 ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付	"	"

**下水道分科会**

各種事務事業	分類	調整方針
1 下水道使用料(農業集落排水事業を含む)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。
2 下水道受益者負担金の額	現行どおり	現行どおりとする。
3 下水道受益者負担金の規定	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、既議決した分については現行どおりとする。
4 処理区域外の下排水除制度(工事負担金)(農業集落排水事業を含む)	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
5 処理区域外の下排水除制度(公共汚水ます)(農業集落排水事業を含む)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、小国町の公費負担については、当分の間現行どおりとする。
6 水洗便所設備改造等工事資金融資制度(農業集落排水事業を含む)	"	長岡市の制度に統一する。
7 利子補給制度(農業集落排水事業を含む)	合併時に廃止	廃止する。ただし、既利子補給者については、現行の条件のままとする。なお、廃止後は、水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。

議案第34号での意見・要望  
 「在宅高齢者等外出支援事業」は、県が4分の3を補助する事業であり、市町村負担が少ないため、廃止ではなく継続をお願いしたい。

会長の答弁  
 分科会においてももう一度議論し、その結果を次回以降の協議会に提出させていただきたい。

協議の結果、「在宅高齢者等外出支援事業」は継続協議となりました。

議案第34号  
 各種事務事業の取扱い(その4)  
 76項目を協議し、75項目は原案のとおり決定しました。

議長(森岡町長)の答弁  
 「長岡方式の地域自治」にある「地域委員会」は合併特例法に規定されている「地域審議会」と同等の権限を有するものとして前回骨格が決定したと認識している。この「地域委員会」は合併に伴って設置することのみでなく、面積が拡大していく基礎的な自治体のあり方の中で、地域の特色を生かしていくために、重要な役割を担っている組織であり、単なる附属機関とは考えていない。長岡町長としても、当然「地域委員会」の提案や意見を尊重しなければならぬと思っている。

「長岡方式の地域自治」にふさわしい要綱等を検討していく。

議案第33号での意見・要望  
 定数特例をやむを得ず承するからには、権限のある強い地域自治組織として位置づけるべきで、「長岡方式の地域自治」を規則などでなく、条例で規定してほしい。また、地域委員会は単なる附属機関でなく権威のある特別な附属機関として位置付けてほしい。地域固有業務については、地域の要望を十分くみ取り、できるだけ多く地域固有業務となるよう最大限配慮するとともに、財源も確実に担保してほしい。

6市町村議会合併連絡会(座長・小熊長岡市議会議長)の報告  
 前回の協議会で、「長岡方式の地域自治」の骨格が決まり、それぞれの地域に十分配慮されたものになっているという考えから、議員の定数については合併特例法に規定する「定数特例」でいきたい。

議案第33号での意見・要望  
 新市建設計画に登載する事業の選定に先立ち、各分科会で分野ごとの「地域らしさ価値」に対応した戦略方針を作成し、「重点実現項目」別に「戦略方針」を検討しました。この戦略方針は、市民と行政が一体となって新市の「地域らしさ価値」を高め、いくために、まず取り組んでいくべき「まちづくりの重要な指針」といえます。

新市建設計画策定小委員会のようす

○福祉・保健・医療分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	合併後に統一	長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、各市町村の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱うものとする。
3 認定調査	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
4 介護保険料	〃	新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。
5 介護保険料の算定・納期等	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
6 介護保険料の減免(法定減免)	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
7 介護保険料の減免(法定外減免)	〃	新制度を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
8 特別な事情による利用料の減免(法定減免)	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
9 診療所が実施する介護保険サービス	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
10 居宅介護支援事業等(直営)	合併後に廃止	廃止する。ただし、廃止する時期や事業の民営化等については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。
11 介護支援専門員等支援事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
12 住宅改修費の助成(高齢者分)	〃	県の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
13 ナイトデイサービス支援事業	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
14 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業	〃	〃
15 社会福祉法人等利用者負担軽減事業	〃	〃
16 生活困窮者利用者負担軽減事業	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
17 介護相談員派遣事業	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
18 リフォームヘルパーの派遣	〃	〃
19 家族介護支援短期入所(緊急時支援サービス)	〃	中之島町の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
20 在宅高齢者等紙おむつ支給事業(高齢者分)	〃	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
21 家族介護見舞金支給事業(高齢者分)	〃	〃
22 訪問介護利用者支援事業	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
23 高齢者福祉施策で実施する介護サービス	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は介護保険サービスや介護予防等の高齢者福祉施策のなかで対応を図るものとする。
24 家族介護慰労事業	〃	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなかで対応を図るものとする。
25 在宅介護者特別助成金	〃	〃
26 住宅改修費の助成(障害者分)	合併後に統一	県の基準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
27 紙おむつ支給事業(障害者分)	〃	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
28 家族介護見舞金支給事業(障害者分)	〃	〃
29 はり・きゅう・マッサージ割引券の支給	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
30 日常生活用具の給付・貸与	〃	〃
31 福祉電話の貸与	〃	〃
32 要介護老人家庭援助事業	〃	〃
33 高齢者住宅等生活援助員派遣	〃	〃
34 自立支援ホームヘルプサービス	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
35 養護老人ホーム短期入所事業	〃	〃
36 寝具乾燥サービス	〃	〃

次頁に続く

任意合併協議会では、平成21年度から統一することにしていましたが、負担の公平性などの観点から平成18年度から統一することとしました。

介護保険料 新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。

調整方針 長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、各市町村の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱うものとする。

調整方針 新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。

調整方針 長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、各市町村の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱うものとする。

任意合併協議会では、平成21年度から統一することにしていましたが、負担の公平性などの観点から平成18年度から統一することとしました。

介護保険料 新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。

調整方針 長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、各市町村の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱うものとする。

調整方針 新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。

調整方針 長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、各市町村の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱うものとする。

表の見方(主なもの)

「合併時に統一」	合併する日に制度を統一するものです。
「合併後に統一」	合併する日は各市町村の制度のまま、ある時期から統一するものです。各表の調整方針では、ただし書きでいつから統一するかなどを示しています。
「当分の間現行どおり」	しばらくは各市町村の制度のままとし、期間をかけて統一するものです。
「現行どおり」	それぞれの地域で実施してきた制度を、合併後もそのままその地域ごとに適用して実施するものです。
「(市町村)の制度に統一する。」	現在のそれぞれの市町村の制度を、新市全域において統一して実施するものです。
「(市町村)の制度を基に統一する。」	現在のそれぞれの市町村の制度を基にして、制度を創設し、新市全域において統一して実施するものです。
「合併年度は現行どおり」	合併日は決まっていますが、平成16年度末までに合併することは確認されています。合併年度の期間は、合併日からその年度末までとなります。
(星マーク)	任意合併協議会での各種事務事業で方針を示した項目です。

地域らしさ価値 4

世界をつなぐ和らぎ交流都市

重点実現項目	戦略方針
地域資源を活用した新ながおかコンベンション・シティの創設	新市の伝統や地域資源を活用した特色あるふれあい交流活動を追求する 民間活力や様々な人材を活かしたコンベンションの仕組みを強化する
すべての市民が「新ながおか親善大使」	住民の地域に対する愛着・意識形成と、それに基づく市民レベルの交流の活性化を促進する 青少年活動を通じ「NAGAOKA」を発信する
「暮らしたい」「働きたい」「遊びたい」・魅力あるまちを目指す	にぎわいを創出するための柔軟なまちづくりの仕組みを開発する(市民活力を誘発する社会資本整備) 市民参画による地域資源を活用した市民が愛着と誇りを持つる景観形成の仕組みづくりを行う

定数の算出方法		(単位 人)
区分	平成12年国勢調査人口	定数
長岡市	193,414	33
中之島町	12,804	2
越路町	14,271	2
三島町	7,618	1
山古志村	2,222	1
小国町	7,389	1
合計	237,718	40

旧町村ごとの定数 = 長岡市の定数 × (編入される市町村の人口 / 長岡市の人口)  
 端数は四捨五入し、1未満は1とする

編入される町村の区域に選挙区を設けるものとし、各選挙区における議会の議員の定数は次のとおりとなります。	中之島選挙区 2人 越路選挙区 2人 三島選挙区 1人 山古志選挙区 1人 小国選挙区 1人
---	--

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項に規定する定数特例を適用する。

議案第32号  
 平成15年度長岡地域合併協議会決議案

議案第33号  
 議会の議員の定数及び任期の取扱い

「議会の議員の定数」について次のとおり決定しました。

歳入		(単位 円)		
款	予算現額 (A)	収入済額 (B)	比較 (A)-(B)	
1 分担金及び負担金	28,672,000	19,796,945	8,875,055	
2 諸収入	1,000	0	1,000	
歳入合計	28,673,000	19,796,945	8,876,055	

歳出		(単位 円)		
款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	比較 (A)-(B)	
1 会議費	1,630,000	933,278	696,722	
2 事業推進費	26,043,000	18,863,667	7,179,333	
3 予備費	1,000,000	0	1,000,000	
歳出合計	28,673,000	19,796,945	8,876,055	

議案第32号  
 平成15年度長岡地域合併協議会決議案

議案第33号  
 議会の議員の定数及び任期の取扱い

「議会の議員の定数」について次のとおり決定しました。

次のとおり認定しました。